

**本庄税務署からのお知らせ**

## 税務職員採用試験

国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員（国家公務員）を募集します。

**受験資格**

1 令和7年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および令和8年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者

2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

**試験の程度** 高等学校卒業程度  
**申込方法** インターネット申込み  
 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。  
<https://www.jinjishiken.go.jp/jukan.html>

**受付期間** 令和7年6月13日(金) 前9時～6月25日(水)【受信有効】  
 【インターネット申込みができない環境の場合】

○問合せ先 希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

○試験日 第1次試験日 令和7年



人事院  
(インターネット申込)

6月20日(金)～7月19日(土)  
**「ダメ。ゼッタイ。」  
普及運動実施期間**

**記帳説明会の開催について**

新規に開業したかた（事業所得者、農業所得者、不動産所得者）

【広告】 内容は直接広告主へ

人々にも大きな影響を与えます。県では、「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として薬物乱用防止の輪を広げるためには、県民の皆さんの薬物乱用防止に対する正しい理解が必要です。

県では、「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として薬物乱用防止を呼び掛ける街頭キャンペーんおよび薬物乱用防止を目的とする国連支援募金活動を実施します。

薬物乱用の正しい知識を身につけ、薬物乱用から自分自身を守りましょう。また、薬物でお困りのかたは、ご相談ください。

問合せ 本庄保健所

内線2097 午前9時～午後5時（土・日曜日および祝日など休日は除く。）

関東信越国税局人事第二課試験係  
 03-3581-5311  
 048-600-3111

内線2097 午前9時～午後5時（土・日曜日および祝日など休日は除く。）

○右記以外の問合せ

6月20日(金)～7月19日(土)  
**「ダメ。ゼッタイ。」  
普及運動実施期間**

本庄税務署からのお知らせ

## 税務職員採用試験

国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員（国家公務員）を募集します。

**受験資格**

1 令和7年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および令和8年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者

2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

**試験の程度** 高等学校卒業程度  
**申込方法** インターネット申込み  
 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。  
<https://www.jinjishiken.go.jp/jukan.html>

**受付期間** 令和7年6月13日(金) 前9時～6月25日(水)【受信有効】  
 【インターネット申込みができない環境の場合】

○問合せ先 希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

○試験日 第1次試験日 令和7年

## 「ミムリン学習塾」の指導者募集について

美里町教育委員会では、町内在住の中学生を対象に学習教室を実施します。中学生の学習教室の指導者としてお手伝いをいただけるかたを募集します。募集内容は以下のとおりです。

○**仕事の内容** 中学生の学習教室の指導者

○**応募の条件** 次のいずれかの条件に該当するかた

- ・教員免許状を有するかた（現職の教員以外）
- ・学校、学習塾等で指導経験のあるかた
- ・将来教職を志す学生

○**募集人員** 4名程度（応募後の面接にて決定いたします）

○**勤務予定日**

<中学生3年生>

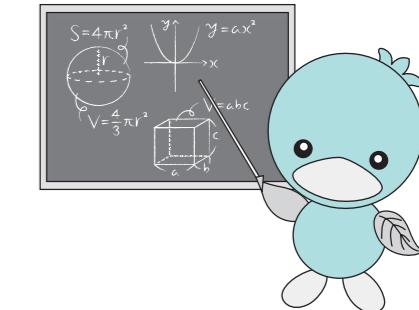
令和7年7月11日(金)、14日(月)、16日(水)、17日(木) 午後2時10分～5時  
 ※開始時間につきましては、変更になる場合があります。

<中学生1・2年生>

令和7年7月23日(水)、24日(木) 午後1時20分～4時20分  
 ※開始時間につきましては、変更になる場合があります。

○**開催場所** 美里町立美里中学校 ○**募集期間** 令和7年6月16日(月)～6月27日(金)

○**謝金** 時給1,100円（1日2・3時間予定）



問合せ=教育委員会事務局 学校教育係 ☎76-0201

## 男女共同参画ニュース

### 6月23日(月)から29日(日)は男女共同参画週間です

令和7年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

**誰でも、どこでも、自分らしく**

(内閣府公募)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施工日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を『男女共同参画週間』として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

内閣府では、「『人材の育成・ネットワークの形成』を軸とした取組を進めるためのキャッチフレーズ」を募集し、決定しました。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さんの一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

#### ■関係機関をご紹介します

埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま） ☎048-600-3800

相談時間：月～水曜日、金・土曜日 午前9時30分～午後8時30分

日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時

※木曜日・年末年始を除く

相談内容：人間関係、家族・夫婦のこと、自分の生き方など、さまざまな悩み相談



ホームページ  
QRコード

問合せ=総務課 自治防災係 ☎76-1115